

年末調整を受けられる皆さんへ

—給与所得者の所得税は年末調整で精算されます—

年末調整とは？

給与の支払者は、毎月の給与の支払いの際に所得税の源泉徴収（天引き）を行っています。その1年間の合計額は、本来納めなければならない税額と一致しません。

この一致しない理由としては、

- ①年の途中で、給与の額に変動があること。
- ②年の途中で、扶養親族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しないこと。
- ③生命保険料や地震保険料の控除などは年末調整で行うこと。

などがあげられます。

この不一致を計算し、本来納める税額と今までに徴収した税額との過不足を精算（徴収または還付）することを年末調整と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、それ以外の所得があってもその額が少額であるという方がほとんどです。

したがって、このような方は、勤務先の年末調整で税額の精算が済み、確定申告の必要がなくなりますので、年末調整は非常に大切な手続きといえます。

こんなときには、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書の異動申告が必要です。

①	本年の途中で、出生等によって扶養親族の数が増加したとき、または扶養親族であった家族の就職や結婚等により扶養親族の数が減少したとき。
②	本年の途中で、結婚により控除対象配偶者を有することとなったとき、または離婚により控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
③	本年の途中で、本人が障害者、ひとり親、寡婦又は勤労学生に該当することとなったとき。
④	本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

※例年、一時所得（生命保険の満期・解約等）、譲渡所得（土地や株式の売却による収入）など、一時的な所得が発生したために扶養控除が否認となる事例が多く見受けられます。扶養親族の方で、本年中に給与や公的年金以外にそれらのような一時的な収入はなかったか、今一度扶養控除の所得要件を満たしているかご確認ください。

扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書は、正しく記載して提出してください。

後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税の追徴など）を行わなければなりません。

誤って提出したと思われる方は、事業所の担当者にすぐに連絡してください。

事業主の皆さんへ

—個人住民税は特別徴収で納めましょう—

個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度の仕組み



特別徴収はこんなに便利

①	従業員が個々に納付する手間が省ける。
②	納め忘れがない。
③	1回当たりの納付額の負担が少ない。 (原則年4回→年12回)

まだ特別徴収を実施していない事業所は、特別徴収への切替が必要ですので、ご理解・ご協力をお願いします。詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

🗨 役場税務課 課税グループ ☎ 01456-2-6184


令和6年度競争入札参加資格審査申請について（物品・役務等）

この申請手続の対象者は下記のとおりです。

- 令和5・6年度の指名業者名簿に登録されていなく、令和6年度の競争入札に参加希望の方。
- 令和5・6年度の指名業者名簿に登録されている方で、指定品目の変更または追加をされたい方。

令和6年度競争入札参加資格審査申請については、次により手続きを行ってください。

◎競争入札参加資格審査申請の時期及び方法

審査基準日	令和6年1月1日
資格の有効期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間
受付期間	令和6年1月11日（木）から令和6年1月31日（水）まで (郵送による提出は1月31日（水）までに必着)
受付時間	【午前】9時～12時 【午後】1時～5時（土曜日・日曜日・祝祭日は除く。） ※郵送による申請の方は全て技術審議室宛てにお送りください。
申請書入手方法	いずれかの方法で申請書類を入手し、受付期間内に申請してください。 ・日高町役場ホームページ (http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/shingi/shinsashinsei.html) からダウンロード  ・窓口の場合 役場技術審議室 技術審議室グループ 総合支所地域経済課 施設管理グループ ※ホームページ、窓口ともに12月4日（月）から書類入手が可能となります。
記入方法等	申請書類の中にある「申請の手引き」をご確認いただきながら記入してください。添付提出書類等に漏れないようお願いいたします。

🗨 役場技術審議室 ☎ 01456-2-5135